

税理士業務のご案内

◎ サービス内容

- ① お客様は、当事務所が独自に開発した「記帳代行キット」にしたがって毎月1回、資料をお送りしていただくだけで。入力作業は、すべてこちらで行います。

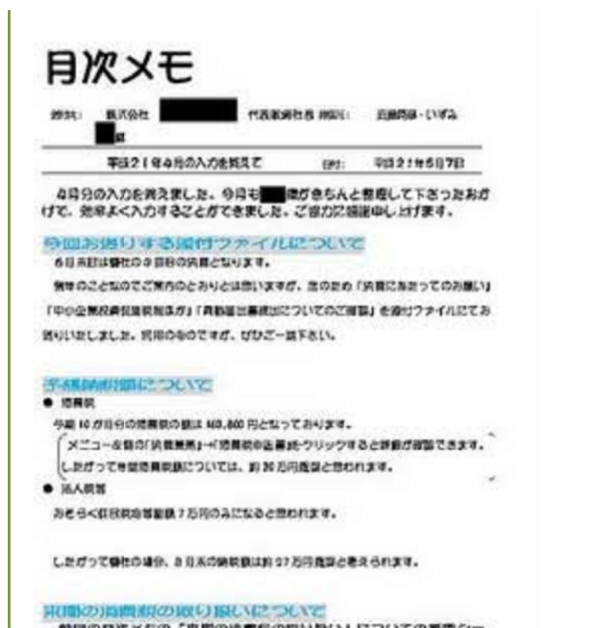


- ② 数日後、①「わくわく財務会計」入力データ、②月次メモをメール送信いたします。(混雑具合により、まれに約10日前後のご返信となる場合がございます。)

<入力データ (月次損益比較)>

項目	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月
売上	1,200,000	1,150,000	1,100,000	1,050,000	1,000,000	950,000	900,000
売上割引	(50,000)	(45,000)	(40,000)	(35,000)	(30,000)	(25,000)	(20,000)
売上戻り	0	0	0	0	0	0	0
売上総利益	1,150,000	1,105,000	1,060,000	1,015,000	970,000	925,000	880,000
経費	(800,000)	(780,000)	(760,000)	(740,000)	(720,000)	(700,000)	(680,000)
経費削減効果	0	0	0	0	0	0	0
経常利益	350,000	325,000	300,000	275,000	250,000	225,000	200,000

<月次メモ・サンプル>



- ③ 毎月1回発行する「事務所通信」では、翌月までに税務署・社会保険事務所などへ提出・報告すべき事項などタイムリーな情報をお届けします。

事務所通信 VOL. 9 近藤克彦税理士事務所
平成21年6月20日発行

『見解の相違』という言葉がありますが、ときに激しく対立するのが今回のテーマである「外注費と給与の相違」です。

	消費税	源泉所得税	
外注費	消費税の控除の対象となる。	源泉を控除して支払う必要はない。	両者の取り扱いの違いは左の表にあるとおりですが、過酷なノルマに追われている税務署サイドとしては、多額な外注費や支払手数料を見ると、とりあえずこういってみたいそうです。
給与	消費税の控除対象とならない。	源泉を控除して支払う必要がある。	

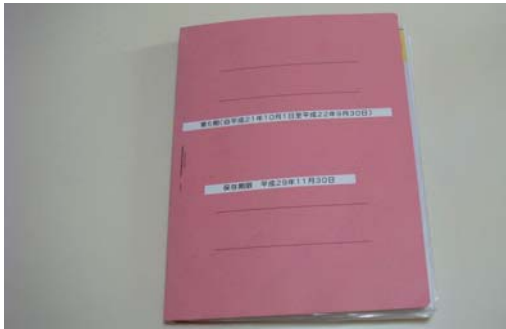
「これは経済的実態から考えると、外注費ではなく日給・出来高払いの給与ですね。そうすると消費税の控除対象ではありませんから、その分を追加で納めてください。あ、延滞税も一緒にね。それから給与だと源泉所得税を取らないといけませんので、さかのぼって支払先の方にその源泉分を返してもらおうように請求してください。え？ もうその人と連絡が取れない？ それじゃあ弊社で立て替えて払ってください」

税務署側が「経済的実態」というマジックワードを使うのは、実は税法上、外注費・支払手数料と給与の

- ④ 決算2カ月前には「翌期の消費税の本則簡易選択ヒアリングシート」を、決算1カ月前には「決算にあたってのご案内シート」をお送りいたします。

⑤ お預かりした証憑は、申告作業完了後、下のようにファイリングしてご返却いたします。

(なおご希望により、有料にて仕訳帳・総勘定元帳の出力・ファイリングも行います)



※ なお、多くの税理士の先生が行っているような「毎月訪問・月次の試算表の説明」は、当事務所では行っておりません。質問やご相談がある場合には、当事務所へご来所いただくこととなります(もちろん、会計・税務に関する相談料はいただきません)。

◎報酬規程 以下、すべて源泉税控除後の金額です。

記帳代行報酬	関与初年度	設立1期目	18,000円/月
		設立2期目以降	以前の税理士の先生への報酬と同額
	関与2年目以降	前年度の伝票枚数に応じ、月平均50枚まで18,000円/月 それ以上は月平均で50枚増すごとに、3,000円アップ また消費税課税事業者は3,000円アップ	
税務申告報酬(注1)		50,000円/年1回	
年末調整諸経費(注2)		10,000円/年1回(従業員5名・支払調書提出先4件まで)	
税務調査立会い		20,000円/1日 (調査官1人の場合。調査官が2人の場合は1日あたり20,000円プラス)	

(注1) 上記「税務申告報酬」とは、法人税(または所得税)、住民税・事業税、消費税、償却資産税の申告書類の作成・提出(予定申告を含む)、および上記に関する納付書の作成に関する書類作成報酬を意味します。

なお、法人税で中間申告をご希望の場合は、別途50,000円を申し受けます。

(注2) 上記「年末調整諸経費」には、年末調整業務のほか、法定調書・納付書の作成を含みます。

(注3) 記帳代行のデータ閲覧用に、「わくわく財務会計」をご購入していただく必要があります。

当事務所では定価の2割引で販売させていただいておりますので、ぜひご用命下さい。

以上ご検討のほど、よろしくご依頼申し上げます。

税理士・社会保険労務士・行政書士・AFP

近藤克彦事務所

連絡先: 048-857-0254